

別表（第2条関係）

補助事業名	新型コロナウイルス感染症対策事業（医療従事者の宿泊施設助成）				
補助事業の目的	新型コロナウイルス感染症患者等について、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき当該患者を入院させるに当たって、深夜勤務となる医療従事者の宿泊施設を確保する。				
補助事業の対象となる者	政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市）、新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床を確保した医療機関				
補助事業の対象となる経費	患者対応に伴い深夜勤務となる医療従事者の宿泊施設確保等に係る経費（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱による）				
補助率	10 / 10				
補助金の額	<p>補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 下表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <table border="1" data-bbox="512 1151 1291 1444"> <thead> <tr> <th>1 区 分</th> <th>2 基 準 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新型コロナウイルス感染症対策事業（医療従事者の宿泊施設助成）</td> <td>宿泊施設等借上料 1室当たり13,100円/日</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、予算の範囲内で知事が認めた額</p>	1 区 分	2 基 準 額	新型コロナウイルス感染症対策事業（医療従事者の宿泊施設助成）	宿泊施設等借上料 1室当たり13,100円/日
1 区 分	2 基 準 額				
新型コロナウイルス感染症対策事業（医療従事者の宿泊施設助成）	宿泊施設等借上料 1室当たり13,100円/日				
適用除外する条項	—				
その他の事項	令和3年4月1日以降に実施したものに限る。				

別に定める事項

関係書類	内 容
第 3 条	(添付書類) 1 所要額調書 (別紙 (1)) 2 事業計画書 (別紙 (2))
	(指定期日) 別に指定する日
第 7 条第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に変更を生じないもの
	(軽微な事業内容の変更) 補助事業の目的及び効果に影響を及ぼさないもの
	(添付書類) 第 3 条の申請書の添付書類に準じる。
	(指定期日) 別に指定する日
第 9 条第 1 項	(報告事項等) —
第 1 1 条	(添付書類) 1 精算書 (別紙 (3)) 2 事業実績書 (別紙 (4)) 3 支出明細書 (別紙 (5)) 又は領収書の写し等
	(指定期日) 事業完了後 3 0 日以内又は事業完了年度の翌年度の 4 月 1 0 日の いずれか早い日
第 1 9 条第 1 項	(処分制限期間) —